

相談

特設人権相談所

■日時／2月2日(月)

橘総合センター

午前9時30分～正午

■相談担当者／

法務局職員、人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課

☎0820(77)5505

相続登記はお済みですか

～2月は「相続登記はお済みですか月間」です～

相続登記とは、相続した不動産の登記上の名義を変更することをいいます。相続登記は期限が定められていないため、手続きが遅れがちであるばかりか、そのまま放置したり、うっかり忘れてしまうこともあります。相続した不動産の名義を変更しないまま放置しておく、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに、手続きが順調に進みません。また、相続権のある人が次第に増えて

権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生するため、早期に登記手続きを行うことが重要となります。

このようなトラブルを解決し、また、未然に防止するよう毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と設定し、県下各司法書士事務所において相続登記に関する相談を無料で実施します。

■問い合わせ／

山口県司法書士会事務局

☎083(924)5220

司法書士サラ金・ヤミ金

無料電話相談会

■日時／2月14日(土)

午前10時～午後4時

■相談受付電話番号／

☎0120(003)821

■内容／

消費者金融・信販会社・銀行等への返済でお困りの方々に、債務整理手続やお近くの司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスします。

■問い合わせ／

山口県青年司法書士協議会

相談会担当

司法書士 松井成夫

☎0835(22)6533

お知らせ

ちびっ子医療費助成制度
所得制限撤廃のお知らせ

平成20年4月から周防大島町では、小学校1年生から小学校6年生までを対象に、医療費の自己負担分を助成する「ちびっ子医療費助成事業」を行っていますが、平成21年4月1日から、所得制限を撤廃し、0歳から小学校6年生までのすべての児童を対象として実施します。

新たに対象となる児童につきましては、後日、文書でお知らせしますので、記載事項にしたがって手続きをしてください。

なお、福祉医療費受給者証(重度、心身障害者用または母子家庭用)を受給中の児童は、手続きをする必要はありません。

また、福祉医療費受給者証(乳幼児用 有効期限・平成20年8月1日～平成21年3月31日)を受給中の児童は、引き続き4月1日から「ちびっ子医療費助成制度」の対象者となりますので、手続きをす

る必要はありません。

■問い合わせ／福祉課

☎0820(77)5505

麻しん(はしか) 風しんの
予防接種は
もう済みましたか?

麻しんにかかると、肺炎、中耳炎や脳炎を起こすことがあり、脳炎は重症化すると麻痺などの後遺症が残ることがあります。

風しんにかかると、関節痛、脳炎などを起こすことがあります。また、妊娠初期の妊婦

が感染すると、白内障、聴覚障害など身体に障害をもった子どもが生まれる可能性が高くなるといわれています。

中学1年生、高校3年生で、まだ予防接種を受けたことがない方、1歳の時にしか受けたことがない方は、早く医療機関で予防接種を受けましょう。(中学1年生と高校3年生が無料で接種できるのは、平成24年3月31日までの特例措置です。)

■問い合わせ／

健康増進課健康づくり班

☎0820(77)5504

20歳になったら

国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うこととなります。

なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

■問い合わせ／健康増進課医療保険班

☎0820(77)5502

